

第3回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年11月5日（月）15:57～18:02

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）田和室長、窪田次長、福島次長、石崎参事官、谷輪参事官、長瀬参事官

（ヒアリング出席者） 内閣官房：向井IT総合戦略室内閣審議官（副政府CIO）

奥田IT総合戦略室内閣参事官

満塩IT総合戦略室政府CIO補佐官

経済産業省：中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長

観光庁：金井審議官

波々伯部観光産業課民泊業務適正化指導室長

消防庁：菅原審議官

鈴木予防課長

環境省：上田大臣官房審議官

熊谷水・大気環境局水環境課長

山本環境再生・資源循環局長

名倉環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

国土交通省：山田水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長

厚生労働省：竹林医薬・生活衛生局生活衛生課長

4. 議題：

（開会）

1. 本人確認ガイドラインの検討状況について

2. 関係省庁からのヒアリング

・民泊サービスの推進について（消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間でございますが、本来、お見えの予定の方はいらっしゃっておりますので、第3回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、林委員、原委員、國領専門委員、堤専門委員が御欠席、安念部会長代理は遅れて

の御出席でございます。

それでは、早速、議題に入ります。

本日は、議事の1つ目として、本人確認ガイドラインの検討状況について取り上げます。

IT室と経済産業省にお越しいただいておりますので、委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、まずはIT室より、資料1-1に沿って15分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

○向井審議官 それでは、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

デジタル・ガバメントのガイドライン、まさに本人確認のためのガイドラインの現在の策定状況でございます。

ガイドラインにつきましては、2ページに書いてありますように、考え方と手法を明記したガイドラインと、設計・実装における技術詳細を記載したテクニカルガイドブックの2部で構成されてございます。

そして、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン体系、これは、デジタル・ガバメントを進めるためのガイドラインにつきまして、体系的にまとめたものがございますけれども、そこからドキュメント体系と運用を図るということです。

オンラインにおける行政手続の本人確認の手法に関するガイドラインは、標準ガイドラインの附属文書という位置づけでございます。

別途作成しています、テクニカルガイドブックは、参考資料というような位置づけになるということでございます。

3ページにガイドラインの骨子でございますけれども、オンラインにおける機能（身元確認・本人認証）を各手続において、現行の手続を見直すとともに最適な手法を選択できるようにしたということで、まず、現行の手続内容の分解・見直しを行う。

例えば、書類で氏名と印鑑と書いてあって、さらに住民票を求めているという例がございますけれども、実際の身分確認は、印鑑で行っているのではなくて住民票で行っているということでありますので、その手続内容は、何のためにやっているのかというのをきっちり分解して整理する。その手続も、本当にそれが要るのかも含めて整理するということでございます。

その上で、本ガイドラインを活用して、オンラインで提供させる機能、手法を選択するというところでございます。

オンラインが提供できる機能と確認手法を提示いたします。

機能としましては、身元確認・本人認証でございますけれども、確認手法としては、電子署名、多要素認証、単要素認証、それを、手続が必要とする認証強度に合わせて、その認証手段を組み合わせていくという、そういうイメージでございます。

個人につきましては、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを記載いたしまして、署名用電子証明書、これは、いわゆる4情報も含めて相手に届くものでございまして、本人確認が完全になされると、対面と同様の強度を持っているということでございます。

それから、利用者証明用電子証明書、これは、証明用電子証明書を使った本人で、利用者であることを証明するということです。

したがいまして、前のほうは6桁の英数あわせの暗証番号になっていますし、利用者のほうは4桁の数字のみとなっております。そういうものでございます。

法人向けと個人向けにつきましても、一緒にすることなく、法人に対してはこうだ、個人に対してはこうだと。

特に法人の場合は、個人情報保護の問題がございませんので、法人のほうは、より使い勝手のいいほうにシフトするという傾向にあるのかなと考えております。

今後のスケジュールでございませけれども、現在、ガイドラインの見直しをほぼ終えたところでございまして、11月早々にガイドラインの各省協議をかけまして、12月の初旬にガイドラインにつきましては、CIO連絡会議で決定させていただくという手続になってございまして、テクニカルガイドブック、そのテクニカルなものについては、12月中に決定したいと思っております。

続いて、参考資料を見ていただくと、どういうふうな体系になっているかと、わかりやすいと思いますので、6ページに参考資料がございませけれども、デジタル・ガバメントの推進標準ガイドライン群体系図がございまして、そこにいろんなガイドラインがあつて、実際にどういうふうに行っているかというのが書いてございます。

それで、本人確認ガイドラインについては、標準ガイドラインの附属文書、それから、テクニカルガイドブックにつきましては、参考資料という位置づけになっている。これらを整合的に統一基準群として策定しているということでございます。

7ページに、テクニカルガイドブックの記載予定事項がございませますが、各タイプの実装手法、電子署名による実装手法とか、身元確認の実装手法、多要素認証、単要素認証の本人認証の実装手法。

多要素認証、単要素認証、これは、認証手段がいろいろございませ。極端な例でいくと、それこそ生体認証から始まって、一番世の中に普及している手法で言うと、ID・パスワード認証というのがございませますが、これらの本人認証の実現をしようとする際、非改ざん性の確保の実装手法も考慮する必要がございませ。

実装における留意事項ということで、その他、個々のテクニカルなことが書かれてございませ。

以上でございませ。

○奥田参事官 個人向けと法人向け、以前、最初のころはまとめてという形だったのでございませけれども、個人向け、法人向けにしっかり分けて、この表のレベル感で見たほうがいいだろうということで考えてございませ。

個人向けを見ていただければ、レベルを4つに分けております。身元確認、当人認証、この2つの要素について必須なもの、両方とも必須なものはレベルA、両方が必要なものはレベルB、身元確認のほうが不要なものはレベルCで、当人認証が必要なものはレベルCです。両方とも不要、望ましいという簡易な形で構わないというのがレベルDということで、それぞれオンラインによって本人確認をする場合に、こういった手法を用いたほうがいいのかというのを一覧表にさせていただいております。

また、法人のほうについては、4つということではなくて3つのレベルに分けさせていただいて、身元確認と当人認証が必須なもの、それぞれが必要なもの、不要、必要という3つのレベルに分けて簡易なものにつきましては、ID・パスワードという形で、当部会のほうでも指摘されたような形で対応をしていくという形で、個人については4つ、法人については3つのレベルに分けて、それぞれ手続ごとにこういったレベルのものが必要なかということをしっかり確認した上で対応していくということで、整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、経済産業省より法人共通認証基盤について、資料1-2に沿って5分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

○中野室長 経済産業省情報プロジェクト室長の中野でございます。

昨年度、行政手続部会に示していただいた、本人確認の方向性という指針と、IT室からも御説明のありましたガイドラインの議論も踏まえつつ、法人手続についてID・パスワードで認証を行うという仕組みとして、こちら資料1-2のタイトルにある法人共通認証基盤の取組を経済産業省で進めております。

こちらについては、経済産業省のみならず、他省庁も含めて使っていけるように検討を進めておまして、これまでも何度か口頭で御説明をさせていただきましたが、少しまとまったところで、資料をもって状況を御紹介させていただきます。本日は、お時間をいただき、ありがとうございます。

1ページでございます。

まず、こちらは、法人のIDの整備ということが中心ですけれども、それだけではなく、経済産業省としては、法人のデジタルプラットフォームを作っていきたいという大きな構想の中の1つとして、認証の基盤の整備に取り組んでいるところでございます。

入り口が1つのIDで、いろいろな手続に入り、その結果の中で共通されるようなデータについては、データ交換をしてワンスオンリーと、1回入れた情報は繰り返し入れなくていいというところにつなげていきたい。

下のところのデータ交換プラットフォームは、これからの取組ですので、今あるわけではないですが、まずは入り口のIDを共通にして、いずれは共通のIDを活用しデータも共有

していくという構想の中で、まず、入り口の部分を進めているところでございます。

2 ページ目で「法人共通認証基盤で何が変わるか？」というところでございますが、これは非常にシンプルな話でして、今まで手続ごとに発行していたID・パスワードを1つのIDでできるようにするというところでございます。手続をされる民間事業者の方にとってみれば、ID・パスワードを複数覚えるのは大変というところもございまして、役所側にとってもIDの発行ですとか、システム上の管理というのは、お金も手間もかかる話ですので、共通の基盤を使うということが官民双方にとって利便性が高いであろうということで進めさせていただいております。

3 ページでございまして。

具体的なIDの種別ということで、現在、このような大きく2段階のIDの体系を考えてございます。

今、IT室より御紹介がありました法人向けの3段階、レベルA、B、Cとある中のB、Cに対応したものとして、我々の認証基盤1、2というものを用意している。

1がレベルCに対応するというものでございまして、特段、法人の身元の確認とか、本当にその人がその法人かというところの確認は行わず、メールアドレスでオンライン上に存在するということを確認した上で認証する。ある意味、今、認印などでやっているような認証とも言わないその人が何度か来ているかということを確認するといった機能として、レベルCというのを考えております。

その上で、実際に手続をしていただくというところについては、上の段階のレベルBというところで、3ページではプライムという言い方をさせていただいておりますが、一度印鑑証明書と登録印というものを使って、本当に法人の代表者であるということの確認を行う。その記録をもとに、一度確認した情報をきちんと履歴として残しておくことで、繰り返し皆で同じことを確認するというのではなく、同じIDを使っていくということを考えております。

続きまして、4ページ目に行ってください、こちらは認証基盤のシステムとしての機能の概要を御紹介しております。いわゆるIDの発行管理を民間サービスでも使われているような機能を想定しております、ユーザーの登録管理ができるということと、登録いただいたユーザーについて認証をするということで、単要素のパスワードだけでやる場合と、所有物の認証も含めてスマホでのアプリを使っての認証という、セキュリティーに応じて2方式での認証を考えております。

また、付随的ではありますが、通知の機能ですとか、実際に誰が、どのIDで、どう入ったかといったような証跡の管理の機能ということで、IDの発行と管理とセキュリティーに配慮しながら進めているところでございます。

最後、5ページのところで、横展開、経済産業省で作ってはいるのですが、経産省だけでなく、スケジュールを簡単に作成しておりますが、今年度は実証ということで、開発を進めております。できれば、今年度、経産省の少数の手続で使うというこ

とを考えております。

来年度は、経産省でももう少し大きな規模で実証し、2020年度には、政府全体での実証ということで、ここは社会保険の手続など、他にもまだ時間がありますので、是非使ってくださいというようなお声をこれからIT室とともにやっていきたいと思っております。2020年度、いろいろな手続で法人認証基盤を使っていただくということを目指して進めさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、御説明は以上になります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、IT室及び経済産業省からの御説明につきまして、御質問等があれば、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

大変スピーディな対応をしていただき、頼もしく感じたところでございますけれども、1点、昨年の本部会の中で、この手続については、地方公共団体にも普及させていくという整理をされたかと思うのですが、その辺りのスケジュール感はどうかということを確認させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 これは、経済産業省ですか。

○川田専門委員 これは、経済産業省、どちらでも、すみません。

○高橋部会長 両方かかっているということですかね。

○奥田参事官 では、ガイドラインのほうにつきましては、各省のほうで内容が詰まって、了承ということであれば、各省のほうには適用をしていきたいと思っております。

その後、地方の公共団体についても同じような形で適用のほうを、義務化はできませんけれども、準拠という形で、その後、情報を流しながら協力をしていただくというスケジュール感になってございます。

○高橋部会長 では、経済産業省、お願いします。

○中野室長 法人認証基盤についても接続用の仕様というのは既に作っていて、公開の準備も進めておりますので、それを御紹介しながら自治体で法人向けの手続などを希望される場所については、お声をいただいでつなぐということはやっていきたいと思っております。

まだ、システマティックに行えるところまでは検討が進んでおりませんが、しっかり御紹介をしていくということで知っていただいて、使っていただくことを目指したいと思っております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

すみません、まず、IT室にお伺いをしたいのですが、3月までというお話だったので

が、今は11月で、約半年以上スパンが経過してしまっただけですが、この辺、どこに取りまとめ上の問題があったかどうか、を教えてくださいたいのですが。

○奥田参事官　こちらは、先ほど言いましたように、個人と法人に分けて議論をしたというところ、その原点に立ち返ってやったというところが、まず、1点というのと、政府としましては、マイナンバーカード、こちらの公的個人認証をしっかりと使っていくというところもありますので、そのレベル感をどうするのか、総務省のほうで所管しておりますので、そのあたりの調整をどうするのかというところ、このレベル感で、レベルAのところは公的個人認証になっていくのですけれども、そのあたり、どのレベルまで公的個人認証を入れていくのかというところで調整がかかったというところがございます。

○高橋部会長　もう一点、これは、我々としては個人向けが4つ、法人向けが3つと分かれていますのですが、一体、具体のどの手続がどこに落とし込まれるのかということが、多分、同時に出されるのではないかと考えていたのです。基準だけが示されると、結局、各省が自分で保守的に考え、いや、私のほうは、レベルBかレベルCかよくわからないのだけれども、やはり、とりあえず、レベルBにしておこうとか、いや、もう少し心配だからレベルAにしたいとか、そうやって高振れしていく可能性がなきにしもあらずというところを気にしているのです。その辺、具体的な手続の落とし込みというのは、どういうふう考えていらっしゃるのでしょうか。

○奥田参事官　こちらについて、座長がおっしゃっているように、高止まりしたり、何でもいやという形にならないような形に、オンライン化原則の部分と、添付書類の撤廃というところで、手続に一個一個見ていくということで、そこは年内ぐらいに、オンライン化に向けた方向性というのを示したいと思っております。

その中で、本人確認についてどうしていくのかというのを併せて見ていくということになりますので、これは、各省任せにはなりますけれども、そちらのほうをIT室のほうでもしっかりグリップを握って、この手続について、どういう本人確認をしていくのか、そもそも本人確認が要るのかどうかというところから見ていきたいと思っております。

このタイミングでは、基準を示して、各省のほうにどれに当てはまるのかというのを作成していただいた上で、IT室のほうでチェックをしていくということになると思っております。

○高橋部会長　わかりました。ただ、この間、民泊の話が出てきたのですけれども、民泊については、結局、電子証明もしくはマイナンバーが要るとIT室から指導されたとか、こういう話が、実は観光庁からされたのです。民泊の手続についてまで、あれは届出ですが、本当に、そんな厳格な確認が要るのでしょうか。この辺、IT室に教えていただければありがたいのですが。

○奥田参事官　そこは、観光庁、国交省のほうと話はしておいたのですけれども、手続のほうで厳格な本人確認が必要だという国交省からの説明があったので、そういうことであれば、公的個人認証が必要なのではないかと、マイナンバーカードでやったほうがいいのか

はないかという打合せはしましたけれども、こちらは、マイナンバー必須ということではなくて、レベルがどういう形なのですかということを確認した上で助言を差し上げたということですので、こういった民泊の手続の中で確認のレベルがもう少し下で構わないということが、国交省のほう、観光庁のほうでなってくれば、当然、このガイドラインに沿った形で、どこのレベルにするのかというのは、相談になるかと思えますけれども。

○高橋部会長　ですから、結局、国交省のほうが自分の感覚で、これはBだと言われると、いや、Bですという話になってしまう。結局、横で見ている、例えば、税についてはID・パスワードでやっているのに、観光庁の届出については、マイナンバーが要るのだということになると、やはり、バランスがとれないのではないかと。その辺、IT室としても、実際のセキュリティーレベルを各省の御提示ではなくて、実際に評価していただいてチェックするということは無理なのではないでしょうか。

○向井審議官　この手の話というのは、結局、使い勝手のよさとセキュリティーというのは、やはり、トレードオフの関係に若干あるわけですね。

例えば、税の場合でも、ID・パスワードを使っているというのは、初回はちゃんと本人確認をした上でのID・パスワード、それも何と申しますか、そういう意味では、初回はやはり基本的には確認をするというのを普通やっている。

民泊の場合に、ではどうなのかと、成り済ましが起こるのか、起こらないのかという話なのですけれども、税の話というのは、大抵の場合は金を払うし、後から折衝が起こるのでいいのですけれども、例えば、民泊の場合がどうなのかというのを、そこはちゃんと検証する必要があると思うのです。

その上で、例えば、初回は本人確認をするけれども、それ以降は別に構わないと、そういう話であるならば、それはそれで構わないということだと思えます。

だから、そこら辺は、各手続の、どこまで必要だというのは、それぞれの省庁で考えていただく必要はありますけれども、全部をIT室でチェックするというのは、手続の数が多過ぎて不可能なのですが、特におかしいというような指摘があるような話について、我々は当然乗り出していこうと思っています。

IT室で、全部事前にチェックしろというのは、さすがに人間の数からいって不可能です。

○高橋部会長　わかりました。

ここは、いかがですか。事業者の目線から見て、佐久間先生とか、その辺どうですかね。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員　代表例で教えていただきたいのですが、例えば、個人の税などですと、普通は利益を得られませんし、金融機関の口座確認とかもできるので、レベルCでいいかなと思うのですけれども、こういった個人の税などのような場合、レベルBなのか、レベルCなのか、どうなのでしょう。

○高橋部会長　どうぞ。

○満塩政府CIO補佐官　CIO補佐官の満塩でございます。

今、例えばでおっしゃった、後段で本人確認をするだとか、別のところで犯収法に基づいて口座確認をしているという場合は、レベルCでできる可能性は十分あると思います。

ただし、レベルCのアカウントと口座番号をちゃんとひも付けなければいけないというのは、なかなか難しいところがございます。

そういう意味では、現状の単純な手続をそのまま見て、A、B、Cのいずれかということ議論するのではなく、やはり、後段の見直しも含めて考えなければいけないと。要は、手続の最初の認証のときには軽くする、例えば、レベルCでやったとしても、どこかで本人確認をするだとか、そういうことが可能であれば、それはそれでかなりレベルが高くなりますし、全体の見直しというのを含めてやっていただきたいということで思っているところがございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○向井審議官 税の場合、還付が結構多いので、還付と納付は若干レベルが違ってくる可能性があるのですが、還付の成り済ましというのは、例えば、アメリカなどで、ソーシャル・セキュリティー・ナンバーで還付をやったときに、何百万件という成り済ましが起こっているのです、そのところは、やはり、要注意だとは思っています。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 まだ、余り進んでいないようなのですけれども、金融機関の口座について、マイナンバーとひも付けができていく口座も少しずつ増えているように聞いているので、そういう口座であれば問題がないような気がするのですが。

○向井審議官 マイナンバーのひも付けが完全にできてくれば、そういうふうになってくるだろうと、しかも、口座振替で口座を押さえていけば、そのところは、多分、そういう感じになってくると思いますけれども、現状は、まだ、マイナンバーは、金融機関ではほとんど取れていない現状なので、逆にマイナンバーを取るために、マイナンバーのつけた口座とひも付けた還付申請だったら、それでもいいよと、そういうふうにもっていく手はあると思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

やはり、各省の具体的な落とし込みが出る前に、というか確定する前に、どういうセキュリティレベルがどの手続なのかは、我々が把握しておいたほうがいいかもしれません。そこは事務局とよく相談をしていただいて、我々素人目から見て余りにもレベルが高いものについては、ちょっと考え直していただきたいというふうなことを、発言の場として持ちたいと思いますが、それは可能でしょうか。

○奥田参事官 それは、そういう形で構わないと思いますし、IT室としても、当然、手続がオンライン原則と添付撤廃、本人確認のところをセットで見たいかなければいけないので、そういう指摘を受ければ、そういった観点で見たいと思いますので、それは構わないと思います。

○高橋部会長 では、是非、事務局に必要な情報提供を。

○奥田参事官 先ほどの観光庁の話については、まだ、ガイドラインが固まる前の話でしたので、ガイドラインが固まった上で、また、もう一度見直しというのが当然あるかと思えますので、そこは、また、こちらのほうで対応をしたいと思えますので、何か指摘があればと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

このレベルB等々で生体認証も1つの候補に入っているということなのですが、これは、生体認証というものを使う可能性というのは、極めて高いということでしょうか。これは、代表者の、それも生体認証と、こういうことだと理解をしたのですが、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○満塩政府CIO補佐官 こちらのほうは、基本的には、実装の方法に近いので、グローバル・スタンダードをベースに書いておりますので、大きくは、ID・パスワードという記憶系か、あとは所有物を持っていらっしゃるか、あとは生体認証というのが大きな枠として、一般的にカテゴライズされているので書きました。

あとは、おっしゃっているように、具体的なものとして、生体認証も実は、本当の、いわゆる指紋をとるということもありますし、生きている人間であるだけを確認するみたいなデバイスなども最近出てきておりますので、そういった意味では、ここは、まだ、具体的なものではございません。

ですから、明示的に、法人代表者の方の生体情報をとるということ、いわゆる指紋等をとるということではないということは御認識をいただければと思います。

以上でございます。

○高橋部会長 ほかは、どうぞ。

○佐久間専門委員 というのは、意外と押印というのは便利な制度である面もあって、要するに、本人が物理的にいないときに本人が了解していれば、ほかの者ができるという点で、意外と機動性がある面もあるので、これが本当に生体認証、代表者のということになると、これは逆に非常に不便なことにもなるので、これは、その手續ごとに違うので、余り一般論では話せないのですが、その点も少し御配慮いただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 どうぞ。

○向井審議官 まず、多分、生体認証の話は個人の話になると思えます。法人の生体認証というのは、ちょっと遠いような気がします。

おっしゃるように、誰のという話に必ずなるので、そういう意味では、生体認証というのは便利なようで不便なところがあって、一旦抜かれたら次の代理に代替がきかないし、今のスマートフォンの技術だと、手をスマートフォンでとっただけで指紋は抜けますので、

必ずしも便利な技術の、いわゆるこれまで言われてきた指紋みたいなものが、必ずしもいい技術とは思えないので、ただ、一番簡単に起こりそうなのは、実は顔認証でして、もう既に顔認証が導入されているところは、入管などで導入されておりますけれども、顔認証的なことというのは、結構対面で本人がいる場合に、ぱっと撮ると認証ができてしまうので、使う可能性が結構あるのかなと。

例えば、入場券のかわりに、マイナンバーカードを使うときは、多分、暗証番号を抜くと思うのですが、暗証番号を抜いたときに、顔認証で代替するということは十分あり得る。それは、例えば、マイナンバーカードの写真情報を、その写真とあわせると、そんなスタイルだろうと思っています。

○高橋部会長 やはり、でき上がりを見てみないと、想像もつかないところがあります。でき上りの前に、決まってしまうからどうだと言っても、多分遅いので、そこはチェックができる機会をいただければありがたいと思います。

○奥田参事官 そうですね。全ての手続が決まるということは、なかなか先になると思いますけれども、一部先行的な事例をとというのもしっかり見ていきたいと思っています。

○高橋部会長 主要なごとに、ちょっと教えていただければと。特に観光庁のは、いろいろ疑問を持っていますので、いろいろ教えていただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

それから、自治体のお話が出たのですが、既に先進的な自治体だと、非常に簡便な形、要するに、住民と密接につながっているような自治体だと、そんなに厳格な本人認証は要らなくても手続ができるのではないかと。要するに、企業の顔がわかっているみたいところで、一々本人確認をしなくたっていいではないかという話はあると思うのです。

そういう意味で、かなり先進的な自治体については、本人確認などを簡単にして電子化を進めているようなところがありますので、そういうものについて、このガイドラインが、むしろマイナスに働かないような御配慮というのを、少し公表するときにお考えいただければと思うのですが、そこは、いかがでしょうか。

○奥田参事官 手続ごとにどういうレベルなのかというところ、また、いろんな要素をあわせてということですので、そういった身近なところをしっかりと別の要素で、体系的な要素ではなくて、対人、対企業という形での要素を加えて確認ができるということであれば、そこは構わないと思いますので、そのあたり状況を見ながら、そこは大都市とか、そういったところもいいのではないかみたいなことになると、そこはいろんなレベル感があると思いますので、手続ごと、または状況ごと、または地域ごとということの状況を見ながらしっかり判断をしていきたいと思っています。

○高橋部会長 そうですね。その辺、フレキシブルにできるのだという、抜ける場合の条件とか、その辺も自治体がシュリンクしないように御検討をいただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。何か御専門のことでございますか。大丈夫ですか。

大体、こんな感じでよろしいでしょうか。

では、そういうことで、具体の落とし込みが重要でございます。各省は自分の手続に責任を持っているので、どうしても保守的に、保守的に考えたがる場所があると思いますが、余りそこで過大な保守性をすると、結局、本末転倒になってしまうということもあります。せつかく経産省は、こういう手続を作っていただいても、乗ってくる省庁が全然ないというのでは、意味がないと思いますので、その辺を含めて、是非、具体の落とし込みについては御協力をいただければと思います。

よろしいでしょうか。では、本日は、どうもありがとうございました。ここまでとさせていただきます。

続きまして、議題1の最後として、オンライン化の話に関連して、八剣専門委員より、就労証明書の電子化についてプレゼンをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○八剣専門委員 八剣です。

先日、内閣府子ども・子育て本部を一度お邪魔させていただいて、打合せをさせていただいた、その後の中間発表という形になります。

就労証明書で標準証明書が定められているにもかかわらず、多くの地方自治体で採用されていないということに対しての改善ということに関してです。

具体的には、東京都の特別区23区のうち、葛飾区を除く22区において、標準フォーマットが採用されていないということで、どのような原因なのだろうかということで分析したものが1ページ目でございます。

1番目として、まず、標準的様式の項目が少なく、審査業務を行うことが困難ですとおっしゃられている区がいらっしゃいます。

この部分については、後ほど対策のAという形で御説明をさせていただきます。

それから、システム変更の負担が大きいと言われていたところが結構あります。システム変更の負担に関しては、後ほど、対策のBという形でお話をさせていただきます。

対策のAも対策のBもとった場合、標準的様式の項目も満足され、システム変更の負担もないということになったときに、あと、考えられますのが、事務フロー変更の負担が大きいということなのですが、様式も完備、システム変更も負担がかからないということで、事務フロー変更の負担が大きいということが、本当にあり得るのかというのは、ちょっと私的にはわからないので、3番に関しては、本当にこれでも事務フロー変更の負担が大きいとおっしゃるのであれば、もう少し調査が必要ではないでしょうかという形に整理しております。

それでは、まず、対策のAのところについてのお話ですけれども、これは、既に子ども・子育て本部のほうで、現状の標準的様式というものが若干簡素化し過ぎたかもしれないということで、その辺の御自覚がおありということで、2つの方法があるのではないかとということで話をしております。

案の1としては、標準フォーマットは生かした上で、補足項目を追加するというプラン

です。これは、ほぼほぼ万能になると思います。

案の2が、標準フォーマットが若干絞り込み過ぎているという御指摘を踏まえまして、Ver. 2という、もう少し多目のものを準備するという考え方です。

ただし、Ver. 2を作ったとしても、やはり、この項目が足りない、あの項目が足りないということと言われる可能性がありますので、案の2というものは万能とは言えません。

この話をした段階で、私も個人的にちょっと驚いたのが、今回のフォーマットに必要な項目ですけれども、地方自治体が言っている項目を全部合わせると、約3,000種類あるとお聞きしました。

3,000種類というのは、ちょっと想像を絶する数で考えにくかったのですが、子育て本部のほうでお聞きしてみますと、例えば、名前と氏名というのも別項目と最初は認定するというので、生データの的には3,000項目を超えるというような項目のようですが、実際に名寄せというか、意味のある項目を寄せていくと200から300項目ぐらいということのようで、200から300項目でもかなり多いですが、ただ、極端なことを言えば、200から300項目全部出せるというαを案の1で準備をすれば、その中で、区なり市町村が必要なαの項目をピックアップするということができるようにすれば、案の1は、ほぼ万能ですので、案の1でいけば、多分、この要因について拒否する理由はなくなると思います。

案の2に関しては、かなり丁寧に作り込みをしないと、場合によっては、やはり、案の1に戻ってしまって、やはり、これでも足りないということと言われる可能性が、まだ、ございますが、いずれにしても、かなり改善するのではないかとということで、まず、対策のAというお話をさせていただいております。

次に、システム対応ですけれども、先般も私のほうで若干コメントをさせていただきましたけれども、自治体向けというのは、業務システムパッケージというのが一般的でございまして、ちょっと軽く調べただけでも、この3社で、富士通さん、日本電気さん、ジーシーさんとかが、各々名前をつけてパッケージを展開されています。

下にワークスアプリケーションズが調べたということで、これは、事実かどうかわかりませんが、富士通さんが8区、日本電気さん7区というようなことも実態としては浮かび上がってきております。

ここで、パッケージシステムを使っている場合の考え方ですけれども、一般的には、パッケージシステムと標榜いたした場合は、保守料金等を頂戴しているケースが多いものですから、保守料金をもらっている場合には、パッケージソフトベンダーというのは、法令対応等は義務として対応しますとおっしゃっているところが多いです。それは、確認をしなければいけません。

今回、標準フォーマットというのは、国が決めている標準フォーマットですので、パッケージベンダーであれば、国が決めた標準フォーマットに対応するというのは、ある種義務ではないかと、私は思いますけれども、その辺をベンダーさんにお聞きしたらいかがかということで、子育て本部の方には、例えばですがと、ベンダーさんに標準フォーマット

場合だとか、スラッシュで書く場合、これが全部違うというふうに宣言される方はありません。

ですから、データの標準化、これは進めるべきだということで、我々としてもデータ標準化の標準ガイドラインというのを、一部 α 、 β で出しておりますが、今後、進めていくということを思っていますので、案の1としては、本当に違うものをカスタマイズするのは全然構わないのですけれども、同じものである、先ほどおっしゃった3,000とか、数千のものを本当に違うのかというのは、精査しながらカスタマイズするところを作っていくべきかなと思っています。

以上でございます。

○高橋部会長 どうも御指摘ありがとうございます。

要は、200、300項目というのですけれども、所得をいろいろ違えるのが地方分権なのかな。

○向井審議官 子育ての話は、自治体でも言い分がありまして、要するにモンスターペアレントが、何であそこは入れて、私は入れないのかという事件が起こるたびに項目が増えるのです。だから、結局、自治体の現場の人に言わせると、要は、待機児童が多ければ多いほど、厳密にそここのところが違うというのを区別しなければいけないので増えていく傾向にある。

したがって、むしろその世界の現場をきっちり押さえるためには、本当は、需要と供給の差を減らしていかない限りは、本質的解決にはならないと思います。そのところを、自治体にそう言うと、そういう答えが返ってきます。だから、そういう現場に行って、現場をちゃんと見てものを言ってくれと必ず言われますので、そここのところをどうやって言うかということだと思います。

○高橋部会長 ですから、私も合理的な範囲で項目を増やすのは異論がないのです。けれども、これは、実際、どういう項目があるのかというのは見てみないとわからないですね。これは、子育て本部は提起していただいたのですか、そのお話し合いのときに、要するに待機児童が多い23区ですが、どんな項目があるのか。

○八剣専門委員 項目の整理に関しては、私は、そんなに長い時間話したわけではないので、正確に理解しているかどうか自信がないところもありますけれども、項目の整理のところについて、余りそれほど突っ込んで整理したという感じではないのではないかと印象を受けましたけれども、それでよろしいですか。

3,000項目を200から300というのに絞り込んであるということも、その場でわかったのですけれども、おっしゃるとおり、そんなに必要な項目があるとは思えないのですけれども、その辺は、何かシステム的な要件ではないかみたいな議論になってしまったので、ちょっと本質ではないかなというところで終わってしまったのですが。

○向井審議官 むしろ具体的に一度そういうのを出させて議論していただくのもありだと思いますよ。高橋先生おっしゃるように、具体的に見てみないとわからないのが実際だと

思うので。

○八剣専門委員 具体的な項目を指名して。

○向井審議官 例えば、所得でどういうのがあるかとかというミクロの議論ですけれども、結局、この手の話というのは、ミクロが解決しないとどうしようもないので。

○高橋部会長 例えば、家族構成とかですか。

○向井審議官 いろんなものがあります。

○高橋部会長 そうですか、ちょっと想像がつかないのですけれども、やはり、見てみないとというのが1点と、一番重要なのは、所得項目について、なぜ標準化できないのかという話は、おっしゃるとおりありますね。

これは、横並びだと所得項目は標準化してもらわないと、別々の区で、はっきり言って共通な物差しがないと、何か不公平感が出てきて、比較できないのではないのでしょうか。

○向井審議官 そこは、多分、経緯的な部分があったりと、いろいろするのだと思いますけれども、その辺は、むしろそう示した上で、どういう反論があるのか聞いてみたいと、私も思います。

○高橋部会長 そう思いますけれども、23区横並びで所得を見ないと、どこが入りやすいとか、わからないですね。むしろ、意図的に動かしているのかもしれないですけれども。

○向井審議官 そのところはよくわかりませんが、どういう所得のつけ方をしているかは、相当違うはずです。

○高橋部会長 そうですか。わかりました。

どうもありがとうございました。少しその辺について、また、子ども・子育て本部とよく議論をして、事務局もよく調整をしていただければと。

ちょっと時間があれなのですが、どうぞ、1点だけ。

○濱西専門委員 標準様式の場合に、どのぐらいの項目になっているのかという、実際の項目の200とか300との乖離の度合いがわからなかったもので、わかれば教えていただきたい。

○八剣専門委員 今、項目を持っていませんが、標準フォーマットをざっと見た感じでは、20か30か、そのぐらいだったような気がします。10分の1ぐらいだったかと。

○濱西専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて、今後の方針について御整理をお願いしたいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(経済産業省 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続いては、前回の部会でも取り上げた、民泊サービスの推進につきまして、今回も引き続き議論をいたしたいと思います。

まずは、観光庁に来ていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(観光庁、厚生労働省 入室)

○高橋部会長 それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございます。

観光庁より前回の議論を踏まえた補足説明を5分程度でいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○金井審議官 観光庁の審議官の金井と申します。よろしくお願ひいたします。

では、早速、前回の部会での先生方の御指摘事項につきまして、お手元の資料2-1というものに沿いまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料の御説明に入る前に、前回の会議におきまして、部会長より、条例に基づく具体の行為についての是正要求はできるのかという御質問がございましたけれども、これにつきましては、当然、その内容が明らかに違法なものであれば、法令上は、是正要求を行うことも可能だと考えております。

その上で、自治体による手続の上乗せ措置によって届出者に過度な負担となっていると思われる手続に対する当面の取組につきまして、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

ここにありますように、まず、①のところでございますけれども、住宅宿泊事業を届出制としている宿泊事業法の趣旨に照らして、適切でないと考えられる場合を列挙するなどしまして、この法律を所管する観光庁としての考え方を関係自治体宛てに通知することとしたいと考えております。

具体的には、前回御指摘をいただきましたような事前相談であるとか、現地調査を届出の受付の条件とするような運用などについてを念頭に置いておりまして、以前にも、こういった通知を出させていただいておりますけれども、今回は、さらに、それを具体的な問題意識を持って踏み込んだ形で通知を出そうと思っております。

②のところですが、その前提と言いますか、自治体に対して、どういう実態にあるかという調査を行いましたので、これを、今、具体的に整理をしているところでございます、これを自治体との連絡会なども通じまして、実際に、しっかりその理由なり実態を確認した上で、具体的な自治体名も明らかにしつつ、こういったことを各自治体で、こういう形でやっているというようなことを公表したいと思っております。公表をすることによって、こういった実態にあるということをしっかり明らかにした上で、先ほど申し上げましたような考え方を整理した上で、この部会での御指摘なども踏まえて考え方を通知していくということではないかと思っております。

冒頭申し上げましたように、条例に基づいて行われるものも含めて、明らかな違法行為については、是正要求という行うことも可能だとは考えておりますけれども、観光庁としましては、そういったものについては、自治体の自主性を最大限尊重すると法の附帯決議等でも書いてありますので、以上、申し上げたような措置について、まずは、自治体による実質的な改善を強く求めていきたいと考えておりまして、その改善状況について更にど

のような改善ができるかというのを求めていくとともに、フォローアップも継続的に行うということで、実態を改善していくということを考えております。

とりあえず、私のほうの説明は、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

②で事前相談等を義務づけているなどの自治体については、実態や理由を調査していただいているということなのですが、前回の議論で、それが条例に基づくものなのか、行政指導として行っているのかということが議論になっていたと思います。事前相談の根拠についても、この調査の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。

○波々伯部室長 根拠についても、一応、聞いておりますけれども、ただ、各自治体の条例とかの情報というのは、我々は集めておりますので、前回も事前相談について条例で定めたものがあるかということをお質問いただきましたが、条例で定めているものは、基本的にはないと思っておりますので、あとは自治体のガイドラインとか手引だとか、あるいは全くそういう根拠もなく行われているとか、そういったところを、今、確認をしているところでございます。それも含めて公表したいと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

私も同じところなのでございますけれども、②で、具体的な自治体名も明らかにしつつホームページ等で公表と。公表することで、どういう具体的な効果を狙っているのか、つまり、こういう理由です、実態ですということをおホームページで公表するだけが目的ではないと思うのですけれども、何を効果として狙っているのか、それは何なのでしょう。

○波々伯部室長 やはり、今回の調査というのは、それこそ、先ほども御指摘があったように条例とかにも基づかない運用の話の部分が結構ありますので、そういう意味では、かなり一般には不透明な形で行われていることもあるのかなと考えております。

ですから、そこを公表することによって、こうした手続というのは、やはり問題ではないかと。議論を各地域でオープンにさせていただくことを狙って、最終的には、そうした地域内での議論を経て各自治体で改善の動きをしていただくということを狙いたいと思っております。

○川田専門委員 ということは、観光庁としては、適切ではないのではないかという思いを持ちながらホームページで公表していくのだと、こういうことでしょうか。

○波々伯部室長 そういうことでございます。

もちろん、観光庁の考え方としましては、この調査の公表から余り時間を置かずに、①で御説明をいたしました通知という形で考え方をオープンに示したいと考えておりますの

で、それをあわせて各地域でしっかり考えていただくということだと考えております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

とりあえず、2つ問題があつて、まず、条例上の根拠もなく過度な負担を要求しているというのは、法治主義の観点からして非常に問題です。これは、明らかに明確な違法だと思imasので、そこは、自主的な改善といひますか、そこは技術的な助言の形でやめてくれとはっきり言っていたかないと、日本の法治主義のためにもよくないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○波々伯部室長 先ほど御説明いたしましたように、今度出す通知の中では、その辺ははっきりと、この部会で御指摘をいただいたような事柄については、行政手続法違反あるいは住宅宿泊事業法の趣旨に反するというようなことは、なるべく具体的に書きたいと思っておりますので、そうしたことを通じて、自治体による自主的な改善を強く求めていきたいと考えております。

○高橋部会長 これは、例えば、事業者から苦情を受け付けるようなものを国として設けるとかというのは考えないのでしょうか。

○波々伯部室長 現在でも、国として一元的なコールセンターというのを設けておりましたので、そこで、そういう制度的な問い合わせのほかに、自治体に対してというか、事業者に対しての苦情、その他も受け付けておりますので、そうしたところから吸い上げるということもあると思ひますし、また、8月から9月に行った、前回御説明したような事業者からのヒアリングというのでも、また、継続してやってまいりたいと思ひますので、実態がどうなのかということについては、実態調査のほかに、そうしたヒアリングなども併用しながら、今後も継続的に行ってまいりたいと思ひます。

○高橋部会長 多分、事業者の方は、違法なことをやられているとはわからないと思ひます。特に個人事業者だと。そういう意味では、ホームページでこういうものについて、何か疑問があるのだったら、ちゃんとコールセンターに問い合わせてくださいと。国としても、そういう違法な問題については、適切に対処しますという形で訴えかけていただかないと、多分、表に出てこないのではないかと思ひますので、そこは、そういう形で、ホームページなどで訴えかけるということをやっていただければありがたいと思ひます。

そこは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○波々伯部室長 御指摘、どうもありがとうございます。

○高橋部会長 第2点、地方分権を支持している立場から言いたくないのですけれども、やはり、民泊の法律を作るときに、あれだけ議論して、届出制の趣旨もはっきりさせ、規制の限界も明らかにしていただいたということがあるわけですね。

それにもかかわらず、その趣旨から違っている条例もある。そこは、前回は申し上げましたけれども、何か国から言ったから自主的に変えてくれるという時代では、もうなくなっている。国と地方公共団体の関係がですね。明確な法令違反があるのであれば、そこは、正規のルートも留保しながら、不退転の決意で是正をお願ひするというを観光庁とし

てやっていただかないと困る。自治体の方も住民の声を背負って条例を作られているので、そこは、はっきり言ってお願いベースでは動かない世界があるのではないかと思いますので、そこは、いかがでしょうか。

○波々伯部室長 今回の手続上の上乗せ措置ということにつきましては、まだ、法の施行前は、私ども、これだけ多くの上乗せの運用が出てくるという認識もなかったものですから、そういう意味では、7月に若干の通知は出しておりますが、改めて国の考え方をはっきり出していく必要はあると思います。

条例で制定されている内容については、さすがにある程度の議論、時間は必要だと思いますけれども、やはり、問題のある条例については、まずは、それについても国の考え方を示して、地域の独自の判断で改善を求めていくということを、まず、第一にしたいと思います。

○高橋部会長 条例も含めて対応していただけるということを明言していただきましたので、それでお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

今の御説明につきましては、このぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、お時間が参りましたので、観光庁からの補足説明は、これまでとさせていただきます。

それでは、続きまして、消防庁、環境省、国土交通省から御説明を頂戴しまして、各省庁の説明が終わった段階で質疑応答に入りたいと思います。

(消防庁、環境省、国土交通省 入室)

○高橋部会長 どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず、消防庁より民泊サービスに適用される消防法令につきまして、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○菅原審議官 消防庁審議官の菅原でございます。

本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

消防庁からは、住宅宿泊事業における消防用設備による安全確保及び消防法令に基づく手続の迅速化につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。

1ページ目は「民泊の火災危険性と消防法令上の取扱い」でございます。

民泊には、次の危険性があることを念頭に置き、防火対策を講じることが必要だと考えてございます。

民泊は、宿泊者自らふだん使っていないストーブや調理器具等の火器を使用する器具を用いるため、出火の危険性が高いと考えているところでございます。

また、火災は、一旦発生すると、急激に拡大してしまうため、迅速に初期消火や避難などを行う必要がありますが、民泊の場合は、「就寝中は火災に気付くのが遅れ、避難開始が遅れてしまうこと」、「初めて利用する建物であり、避難に時間がかかってしまうこと」、

「消火器の設置場所がわからないため、初期消火ができないこと」などの危険性があり、資料の点線で囲ったところにお示ししているとおり、実際に火災も発生しており、防火対策を講ずることが必要であると考えております。

具体的には、家主居住型で宿泊室の居住床面積が50平米以下の小さい場合には、家主が出火防止対策や初期消火、避難誘導などの応急対策を講じることにより、これらの火災危険性が低減されると考えられることから、そもそも自動火災報知設備や誘導灯などの設備の設置は求めないこととしております。

他方、家主居住型で宿泊室の床面積が50平米以上と大きくなる場合や、家主不在型の場合には、多くの方が利用することにより、出火の危険性が高まるとともに、初期消火、避難誘導等にも時間を要することから、これらの設備を設置し、火災に対する安全性を確保することといたしております。

ただし、設備が必要となる場合でも、次ページ以降で説明するとおり、過剰な負担とならないよう、火災の危険性に応じた安全確保策や手続の迅速化を推進しているところでございます。

2 ページ目をごらんください。

消防用設備における安全確保につきまして、民泊関係事業者へのヒアリング等において話題に上がりました自動火災報知設備と誘導灯について御説明をさせていただきます。

まず、自動火災報知設備は、火災発生と同時に音が鳴り、建物を利用する全ての方が火災の発生に気付き、直ちに初期消火や避難などの行動を開始することができる設備です。

自動火災報知設備は、スライドの右下の図に示しているとおり、感知器や受信機、音響装置等を有線で接続するものが一般的に用いられていますが、小規模な民泊では、左下の図に示しているとおり、火災時に全ての感知器の音が同時に鳴るように、無線方式の感知器を設置すれば足りることとしております。

配線工事が不要で、簡便に設置可能であり、費用も安価なものとなっております。

この設備は、一戸建て住宅や延べ面積500平米未満の共同住宅において設置が可能となっております。民泊を行う場合に、広く活用されていると聞いているところでございます。

なお、既に自動火災報知設備が設置されている延べ面積500平米以上の共同住宅につきましては、新たに設置する必要はございません。

引き続き、新たな機器の開発状況等を踏まえつつ、民泊の実態に応じた基準を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、3 ページ目をごらんください。

誘導灯でございます。

誘導灯は、民泊の宿泊者のように建物に不案内な方でも火災時に速やかに避難すべき出口や避難方向が確認でき、パニックにならずに屋外まで迅速に避難することを支援する設備でございます。

よって、建物に不案内な宿泊者でも、屋外までの避難経路が明確にわかる場合などは、誘導灯の設置を免除することが可能となっております。

具体例といたしましては、「簡明な経路により避難が可能であること」、「利用時に宿泊者に避難口の案内をすること」、「廊下に非常照明器具を設けること又は宿泊室に懐中電灯等の携帯用照明器具を設置すること」などの要件を満たすことにより、一戸建て住宅、共同住宅の住戸それぞれで誘導灯を免除することが可能でございます。

図で示すような民泊のプランであれば、誘導灯は不要になるということでございます。

以上のとおり、自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備については、民泊の利用実態等を踏まえて、火災の安全性を確保しつつ、過度の負担とならないよう配慮しているところでございます。

なお、民泊関係事業者のヒアリングでは、民泊を行うのは一般の方が多いため、こういった基準や専門用語等がわかりにくいとの意見がございました。

今後、特定小規模施設用の自動火災報知設備の設置基準や誘導灯の免除要件、専門用語などをわかりやすくまとめたリーフレットを作成いたしまして、会議等で説明したり、ホームページで紹介するなど、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

4 ページ目をごらんください。

消防法令に基づく手順の迅速化の関係でございます。

まず、基本的な流れでございますけれども、民泊を防火上安全に利用していただくためには、民泊事業の開始直後から、先ほど御説明した防火対策が講じられていることが必要でありますので、消防機関では消防法令適合通知書の交付を行っているところでございます。

交付までの流れですが、最初に家主等が消防署へ交付申請いたします。

申請方法は、民泊の申請者が必ずしも消防法令に精通しているとはいいがたく、図面等をもとに必要となる設備の設置状況等を確認するため、消防署での対面相談を行うことが一般的でございますが、事前相談を希望される方には、電話やメールによる対応を講じたり、郵送や電子メールによる申請を受け付ける取組が進んでいるところでございます。

次に、消防署が立入検査等を実施し、消防法令への適合状況を調査いたします。

立入検査の日程は、申請者の希望をもとに調整されますが、日程が合えば、交付申請を行った日に立入検査を行う場合もあり、所要時間は15分から30分程度となっております。

そして、調査の結果に基づきまして、消防法令に適合していると認められる場合には、消防法令適合通知書が交付されます。

申請から交付までの期間は、1日から7日程度となっております。立入検査において問題がなければ、検査当日またはその翌日に交付されていると聞いているところでございます。

次に、5 ページをお開きください。

各消防本部の取組状況でございます。

消防法令に基づく手続の迅速化については、平成30年7月に消防庁から全国の消防本部に必要な取組を推進するよう要請したところでございます。

平成30年10月1日時点の東京消防庁・政令指定都市消防本部の取組状況は、この表のとおりになってございまして、21の全ての消防本部において、ホームページに手続方法等を掲載したり、事業者に対してわかりやすい資料で説明したりすることで、消防法令に基づく手続方法を丁寧に周知しているところでございます。

さらに、「添付書類の更なる簡素化や削減」、「郵送や電子メール等による申請受付」、「届出住宅が一般住宅扱いとなる場合の提出様式の簡略化や立入検査の省略」などの取組が進んでいるところでございます。

また、消防法等に基づく必要な火災予防対策をわかりやすく一覧表にまとめたチェック表を作成いたしまして、消防法令の適合状況を事業者自身で事前にチェックできるようにするなど、独自で考えた効果的な取組を実施している消防本部もあります。

引き続き、消防本部間で効果的な取組の情報を共有するとともに、参考となります取組については、積極的に実施するよう、消防本部に働きかけてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、環境省より、民泊サービスに適用される廃棄物処理ルール及び水質汚濁法上の手続について御説明を頂戴したいと思います。

まず、廃棄物処理ルールについて、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○山本局長 ありがとうございます。

環境省で廃棄物行政を担当しております、環境再生・資源循環局でございます。本日は、どうぞ、よろしくお願いたします。

資料2-3に法の適用関係を書いておりますが、具体的な説明に入ります前に、私のほうから一言だけ、今回、民泊ですけれども、これまで住宅街も含めてさまざまな形で事業活動が行われておまして、小さな飲食店も含めて、たくさんの事業の方がうまく地域にフィットできるようにということで、これまで廃棄物行政、市町村行政、力を合わせてどうやってやるのが一番いいかというのを試行錯誤してやってきていると、そういう歴史を踏まえて、今の状況がありますので、その中にうまく民泊がフィットして伸びていけるようにということを考えていきたいと思っておりますので、そのことを念頭にお聞きいただければ幸いです。

○名倉課長 それでは、資料2-3によりまして、廃棄物処理法上の取扱いについて説明をさせていただきます。

1 ページをごらんいただきますと、まず、目的としまして、廃棄物処理法は「廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る」というふうでございます。

規制につきましては、基本的には、環境法、汚染者負担の原則というものがございすけれども、廃棄物の処理責任の主体を明確にして、処理の基準等を定めて、適正処理を確

保するというものでございます。

大きく分けまして、家庭系ごみ、事業系ごみに分かれます。

家庭系ごみの処理責任というものにつきましては、市町村が公共サービスとして処理をするということで処理をしておるところでございます。

一般廃棄物の処理については、自治事務として取り扱われているということでございます。

事業系ごみにつきましては、事業活動に伴って排出される廃棄物であり、事業者が自らの責任で処理をするということになっております。

次の2ページをごらんいただきますと、この中で特に事業系廃棄物の処理につきましては、事業者は原則として、①としまして、自ら適正に処理を行う、②としまして、許可業者に委託して処理を行う必要がございます。

一方で、その下のほうをごらんいただきますと、地域の実情に応じて、市町村の判断によって、市町村による家庭ごみの収集時に、事業系廃棄物をあわせて処理することも可能となっております。

市町村の判断というところで、※印をつけておりますけれども、一番下のところがございますが、市町村が公共サービスとして実施する廃棄物処理に支障がない範囲で周辺的生活環境に影響がない場合に実施をするということでございまして、市町村によって廃棄物の収集体制、収集車の数、作業員の数、収集日程や時間等が違ってまいります。

また、集積所の確保状況について、生活ごみとかですと、住民の方が、どこか近所の一角にごみを出して、そこに収集車が来てごみをとっていくというような形でございますけれども、そういう住民との関係というものもございます。

それから、事業者からの廃棄物の排出状況ということでございますけれども、市町村のごみ処理は、大体曜日を決めたりして、何曜日は可燃ごみですよとか、何曜日はプラスチックごみですよとか、何曜日は不燃性のごみですよとなりますけれども、そういうものにぴったりマッチするかどうかということがございます。

次の3ページ目でございますけれども、廃棄物処理法においては、事業形態ですとか、活動の規模にかかわらずに、事業者は、自らの責任において、事業系廃棄物を適正に処理をする必要があるということでございまして、住宅宿泊事業者につきましても、事業の実施に伴って生じる廃棄物については、自らの責任で処理をしていただくということでございます。

具体的な処理方法としては、先ほど申し上げましたように、自ら適正に処理を行うか、許可業者に委託して処理を行う。また、市町村の判断によって、市町村が公共サービスとして行う家庭ごみ収集を利用して行う処理方法というのがございます。

一番下に書いてありますけれども、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の処理方法が不明な場合等は、市町村に相談をしていただくということになっております。

4ページでございますけれども、今、住宅宿泊事業法の施行要領(ガイドライン)につき

ましても、ごみの処理に関し、配慮すべき事項というところで、ごみの取扱いについては、廃棄物処理法に従って、事業活動に伴って生じた廃棄物として責任を持って処理をしなければならないとなっておりますのでございます。

その他、ごみの処理に関して配慮すべき事項ということで、住宅宿泊事業者が宿泊者に対して、ごみの出し方等々を説明する必要があるとなっておりますのでございます。

廃棄物の処理については、こういうやり方で、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 続きまして、水質汚濁防止法上の手続につきまして、御説明を頂戴したいと思います。

○熊谷課長 環境省水・大気環境局水環境課の熊谷と申します。

資料2-4に従いまして、水質汚濁防止法の適用等について御説明をさせていただきます。

1枚おめぐりください。

2枚目のスライドで、水質汚濁防止法の施策体系をお示ししております。

事前規制としまして、特定施設の設置・変更の届出。

また、通常時の規制としまして、実際に排出している排水の測定・記録であるとか、その排水規制が実施されています。

また、異常時の対応として事故時の届出等が、この水質汚濁防止法の施策体系として作られております。

スライド3枚目になります。

水質汚濁防止法の特定施設になります。

特定施設を定義しまして、その特定施設を設置する工場であるとか、事業場、こういったものを規制対象とするという体系になっております。

4ページ目を見ていただきたいと思っております。

排水規制は、工場・事業場から公共用水域と申しておりますけれども、河川であるとか、湖沼であるとか、海域であるとか、一般環境に直接排出するような工場・事業場を対象にしております。例えば、全量を下水道に接続しているような場合ですと、これらの対象とはしないという整理を行っております。

5ページ目になります。

排水規制の中身ですけれども、大きく排水規制の項目が2つございまして、1つ目は生活環境項目、2つ目が有害物質、カドミウムであるとか、水銀であるとか、ヒ素といった物質を規制対象にするものが、後者の有害物質になります。

前者の生活環境項目につきましては、50トン以上の事業場に適用するというところで、排水量の裾切りを実施しております。この場で議論になっております民泊関係ですと、多分、有害物質関係を扱うところではございませんので、生活環境項目の50トン以上の排水があるところのみが排水規制の対象になるというような体系になっております。

ただし、都道府県によっては、上乘せ規制や横出し規制というので、国の決めています規制以下の小規模なものを取り込むとか、国で決めた規制項目以外のものを取り込んで実施しているところもございますので、都道府県ごとに規制対象が若干異なる場合がございます。

どのような項目が対象になっているかというものをお示ししたのが6枚目、一律排水基準になりますけれども、左側が生活環境項目、いわゆる一般家庭でも出てくるような有機物ですとか、そういったものが規制対象になっておりますし、右側の有害物質関係、健康項目ですけれども、これらは、特殊な工場・事業場、製造関係のところから出るようなものが規制されていると御理解をいただけるといいかと思えます。

7枚目になりまして「住宅宿泊事業に係る水質汚濁防止法の体系」になります。

一旦特定施設の設置の届出ということで、旅館業、一般と同じような届出をしていただきまして、その後、有害物質に関しては、使用の実態が多分ない状況だと思えますので、生活環境項目、排水量が50トン以上あるかどうかということを見まして、規制の対象にするかどうかということをお判断させていただいております。

最後、8枚目になりますが、環境省としましては、これまでも特定施設ごとに記載内容等、なるべく簡便になるように、一般業種全てに対しまして要請をしてきているところがございます。

住宅宿泊事業についても円滑な、適切な運用が図られるようお願いしてきております。今後もこのような運用ができるように、自治体に求めていきたいと考えております。以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、国土交通省より、民泊サービスに適用される下水道法上の手続について、5分程度で手短かに御説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

○山田課長 資料2-5を使わせていただきたいと思います。国土交通省下水道部でございます。

環境省の資料2-4の3ページに水濁法の特定施設という1ページがございましたが、そこの一番下に下水道の終末処理施設とあります。

水濁法上の特定施設として、市町村が下水道管理者として管理します下水道の終末処理施設についても水濁法の規制を受けるという状況になっております。

下水道は、家庭や工場・事業場から排水、汚水を集めて、下水道の終末処理施設で処理して公共用水域にきれいに流すという形で、まさに、下水道管理者も、この水濁法の規制を受けながら処理をきちんとして放流するという仕組みになっているところでございます。

下水道部の資料の1ページ目の「現行制度の概要」の1個目にありますように、水濁法のほうでは、特定施設を設置する工場・事業場が直接公共用水域に排出する場合の規制を

しておりました、一方で、こういう工場・事業場が終末処理場を設置する公共下水道のほうに排出をする場合には、下水道法で規制するという分担になっているところでございます。

そういった形もございまして、下水道法上、水質規制が必要な施設としての位置づけの特定施設につきましては、水濁法2条2項に規定する特定施設、こういったものを引用しまして、下水道法でも規制をしているというところでございます。

下の段に入らせていただきます。

「民泊への対応」ということで、今般、住宅宿泊事業法の施行に伴いまして、環境省から水濁法上の特定施設として、この住宅宿泊事業も当たるということが通知されたところでございますが、それを踏まえまして、国交省でも各下水道管理者に、この施行に伴う施設の設置者について必要な届出や、水質測定が必要になること、また、円滑な施行ということで、下水道管理者は必要に応じて住宅宿泊事業法施行部局と連携をしていただきたいというお願いの文書を発出しているところでございます。

これらにつきまして、引き続き、しっかり運用がなされるように国交省としても適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

質疑応答は、消防法、廃棄物処理ルール、水関係の水濁法・下水道法の3つの項目順に行い、最後に全体を通した時間をとりたいと思います。

まず、消防庁の御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 御説明ありがとうございます。

資料2-2の3ページについてお伺いしたいのですが、まず、上の四角囲みの中の2つ目に「誘導灯の設置を免除することが可能」と書いてあるのですが、この文章を見ると、免除しないことも可能かのようにも見えるのですが、これは、要件を満たしていたら、自動的に免除すると考えていいのかというのが1つ目の質問でございます。

2つ目ですが、「一戸建て住宅で民泊を行う場合の免除要件」について、①に「居室から直接又は簡明な経路により避難可能」とあります。共同住宅の場合は、③で明確に「玄関に通じる廊下に他の居室を経由せずに至ることができる」といって、裁量の余地が余りないような文言になっているのですが、一戸建て住宅の場合は「簡明な」といって、ちょっとわかりにくいところがあるのですが、一戸建て住宅の場合も、共同住宅の③のような明確な基準があるのか、この2点をお聞かせください。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

○鈴木課長 消防庁でございます。

御質問の最初の点でございますが、免除することが可能ということにつきましては、そもそも誘導灯は設置義務となるわけでございますけれども、右及び左に示したような免除要件を満たすものについては、免除してくださいと消防本部に要請してございますので、免除されますと御理解をいただければと思います。

また、2点目の御質問でございますが、右側の③に書いています「すべての宿泊室から玄関に通じる廊下に他の居室を経由せずに至ることができる」ということ以外に、例えば、左側の一戸建て住宅の図面を見ていただくとわかりますが、1階などでありますと、直接玄関を通じなくても外に出ることができるというケースが多々ございますので、そういったものもちゃんと拾えるようにしようという観点から、このような記載にしているところでございます。

例えば、左下のリビングと書いてある部屋が、すぐ外に出ることができるようなケースであれば、わざわざ玄関を通らなくても避難できるので、こういったものも拾えるように、このような形で記載しているところでございます。

したがって、共同住宅の③のような要件を満たす場合であれば、それは当然オーケーということになります。それ以外も加えてオーケーということになります。

以上です。

○高橋部会長 今の御説明でいかがですか。

○田中専門委員 追加で、1つ目の免除することが可能という表現については、基本的には免除するという事で各所をお願いしているとお答えいただきましたが、要件を満たしていれば、間違いなく免除をされると考えてよろしいでしょうか。

○鈴木課長 そのとおりです。

○高橋部会長 では、そこを明確で通知で示していただければと思います。

「簡明な」という文言も、直接に準じた、直接的なという趣旨であるということですから、この辺も通知で明らかにしていただければ、迷いがないと思いますので、ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 消防庁にお聞きします。資料2-2の5ページですが、いろいろな取組について、今後、消防本部等に働きかけていくと、こういう御説明だったわけですが、そもそも、2つ目の「添付書類のさらなる簡素化や削減」というのは、添付書類については、各消防本部に、その内容あるいは手続を任せているということでございますか。

例えば、その次の「郵送や電子メール等による申請受付」についても、各消防本部の判断によるのだとすれば、なぜ、こうしたものを統一できないのかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木課長 消防庁でございます。

例えば、2ページにお示しいたしましたような自動火災報知設備などを設置する場合につきましては、仮に無線タイプのものであっても、各部屋に感知器をつけていただく必要がございます。

その場合に、それぞれの部屋のどこの部分に設置するのかとか、そういったことがちゃんとわかるものを出していただく必要がございます。例えば、検査に行ってから、ここではないですよというのでは、非常に手戻りが多くなるので、あらかじめ、この場所につけますということをお示ししていただくということでございます。

したがって、その建物がどういう形状のもの、形態のものかによって若干異なってまいりますけれども、基本的には、こういう設備が適切に法令どおりしているかどうかということが確認できる図面であればよいということでございます。

○川田専門委員 私の質問の趣旨は、そういうことが統一できない理由は何でしょうか。つまり、各消防本部の判断に委ねなければいけないような理由は何でしょうかという質問でございます。

○鈴木課長 今、御説明いたしましたような図面を基本的に提出していただくわけですが、御指摘の点については、添付書類について、各消防本部でどのようなものを出しているかということについて、更に私どもも調べさせていただきまして、おおむね、こういったものが通常求めるものだということの周知も、これからよく勉強をしながら図っていきたいと考えております。

○高橋部会長 簡素化の方向に向けて横展開していただくのが重要だと思います。可能な限り、それで支障がないのであれば、その方向でできるだけ簡素化の方向でそろえてくださいというお願いを、明確に消防庁のほうでお願いできればと思います。

○鈴木課長 わかりました。

○高橋部会長 そこは、よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。ある意味で、あとの省庁とも関係するのですが、まず、防火の観点から問題がなければ、大胆に民泊については、フレキシブルに取り扱っていただけるという、典型的な事例だと思っておりますので、私からもお礼を申し上げたい。さらに、引き続き簡素化については、御協力をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

消防庁については、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

実際、消防法令の適合通知書の交付申請というのは、現時点で何件ぐらいされているのでしょうか、教えていただければと思います。

○鈴木課長 私ども、なかなか網羅的に把握することは難しいところがございますが、消防本部に、一応照会をいたしました。10月1日時点で、申請が約5,000件出ていると聞いてございます。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、廃棄物処理のルールについて御質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○大崎専門委員 廃棄物の話と、下水道、水質の話もあわせてお聞きしてもよろしいですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○大崎専門委員 今、まさに部会長からも消防法については、民泊の実情に合わせた対応をいただいているのではないかというお話があったのですが、私、申し訳ないのですが、廃棄物の話と水質、下水道の話については、そういう御配慮がいただけていないと言わざるを得ないのかなと感じております。

つまり、もともと民泊の場合は、通常の旅館に比べると、営業日数の制限が厳しいわけですので、当然、こういった廃棄物で問題を起こす、あるいは水質、下水で問題を起こすということのリスクは、通常の旅館よりは低いと考えていただけるべきなのではないかと思うのですが、何らか規模とか、一番簡単なのは、もちろん規模でしょうね、その他の基準を用いて届出を不要にするとか、何らかのことというのはあり得ないのか、そこを教えてくださいたいのですが、いかがでございましょうか。

それから、廃棄物処理に絡んでは、そういうことであれば、要するに廃棄物処理に関しては民泊を事業とみなさないというような扱いというのは、あり得ないのでございましょうか。

○高橋部会長 では、御回答をお願いします。

○名倉課長 まず、先ほど申し上げましたように、事業というのは、同種の行為を反復継続して行うというものを事業と見ておりまして、現在、例えば、営業日数とか規模によって、特に、こういう事業については、現状の取扱いとは違う取扱いにするということはやっておらず、通常の事業活動としてはみなせるであろうと考えておりますし、また、規模についても、例えば、何トン以上出す人だけを特別に扱うというよりは、家庭系に対する事業系というような形で分けているというようなところでございます。

○高橋部会長 では、少し補足があるそうです。

○山本局長 補足しますと、最初に申し上げたように、事業活動というのは、住宅の中でもさまざま行われてきているので、それこそ、旅館に対してやられていることと同じことを小さな飲食業に対してやっているかということ、そんなことはございません。それは、先ほど申し上げたように、市町村の判断でこういったことができるという中で、うまく取り込んでいただいて、家庭のごみと同じようなものしか、同じような量しか出てこないような場合は、公共のサービスの中でやっているとか、ある程度量が多くても十分受け皿として収集運搬、各曜日に出していただけたらとか、そういうことがあるのだったらシールを張って引き取るとか、そういうことはかなり柔軟にやっているのです。

だから、それは同じようにやっていただければ、民泊だからといって、そこを除くという、また、地域との軋轢でなかなか地域に受け入れていただけないということが起きかねないので、そこは、今までの地域のルールにうまくマッチしていただくようなことを、地域としっかり相談してやっていただくのが一番いいかと思っております。

○高橋部会長 どうでしょう、では、一通り水濁と下水についていかがでしょうか。

○熊谷課長 水質汚濁防止法におきましても、特定施設関係、旅館業法の中で旅館業と認めるもの全体の届出の一般のやり方に準じていただければと考えております。

ただし、規模が小さければ届出のみで、その後の規制関係の対象にはならないというところは、他の特定施設も同様でありますけれども、そのような運用をさせていただいております。

以上です。

○高橋部会長 下水道のほうをお願いいたします。

○山田課長 最初に御説明したとおり、水濁法との整合性をとりながら規制を最低限のものにしているというふうには認識しております。

特定施設の届出については、下水道管理者としても適切な管理をするために、最低限の届出は必要かなと認識しているところでございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○野坂委員 環境省にお伺いしたいのですけれども、3ページ目の「住宅宿泊事業者は、事業の実施に伴い生じる廃棄物(宿泊者の出すごみ等)について、自らの責任で処理」というのは、ごみの分別を行ってごみ置き場まで持っていくことが、全て民泊事業者の責任であるという理解でよろしいでしょうか。

今の質問の趣旨と言いますのは、家主不在型の民泊の場合のごみの処理はどうしているのかということ。

あと、宿泊者が直接ごみを出して、ごみの分別に問題があって御近所トラブルになっているというケースがないのかどうかをお伺いしたいです。

○高橋部会長 どうぞ。

○名倉課長 御近所とのトラブルというのは、こちらとして自治体にヒアリングをした際にあると聞いております。つまり、決められた集積所に御近所の方以外の方がたくさん出している、それがトラブルの原因になっているという話は聞いております。

先ほどの事業者の責任というところにつきましては、この民泊の方の廃棄物をどういうふうに処理をするかというところとの関係になってまいりまして、例えば、集積所まで出していただければ、それを自治体のほうで処理をしますというような処理方法を、その自治体がとっているということであれば、事業者の方が出していただいても結構ですし、宿泊している方が出していただくというような形でもあり得ると考えております。

一方で、許可業者に委託をして処理をする場合につきましても、許可業者が、恐らく決

められた日時に廃棄物をとりに行きますので、そこに対してどういう形で排出するかというのは、許可業者との関係での取り決めによるであろうと考えております。

○野坂委員 そうすると、責任範囲というのは、自治体によって異なるということでしょうか。ごみ処理の責任の範囲というのは、自治体によって異なります。

○名倉課長 いえ、全体として事業者の責任で排出していただくというようなことになります。

○野坂委員 ただ、宿泊者が。

○名倉課長 そういう意味では、例えば、家主不在型の場合ですと、その事業者のほうに宿泊者に対して、ごみについては、いつ、どこまで、どういうごみを持って行ってくださいとお伝えをして、宿泊者の方が、御自分でそこまで持っていくというのは許される範囲で、そういうことを宿泊者に対して伝えるということは、事業者の責任になるということでございます。

○野坂委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 どうぞ、では、田中専門委員、佐久間専門委員、お二人一緒をお願いします。

○田中専門委員 自治体によって違うというのは、そのとおりでして、私も、事業系ごみは一切回収しない自治体があることは知っておりますし、一般ごみとあわせて、シール等を貼って有料で回収している自治体があることも把握していますが、実際、どれぐらいの割合というのか、事業者のほうで回収業者と契約までしないといけない自治体がどれぐらいあるのかというのは、把握されているのでしょうか。

○名倉課長 個々の件数については、把握をしておりますけれども、両方のパターンがあると承知しております。

ただ、一方で、一切市町村のほうで回収をしないというところについても、では、どういうところに相談をすればいいかというところについて、相談に乗っていきべきであろうと考えております。

○高橋部会長 ほかに、いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

まず1点、これは、私が言うようなことではないのですが、事業系ごみ、先ほどの大崎専門委員の御質問に関連してですけれども、事業系ごみの中でも、やはり、多量排出事業者と、それ以外では義務が違うということがあったかのような記憶があるのですが、一律事業系ごみであれば、量にかかわらず同じ義務だったのかというところを、ちょっとうろ覚えで申し訳ないのですが、全く同じだというのが先ほどの説明だったものですから、ほんの少しだけ出す事業系ごみ者であっても、大量に出す事業系ごみ者であっても全く同じ義務だというのが、先ほどの説明だったので、少しそこが私のかすかな記憶だと、そうだったかなというところがあるので、その点の確認が1点。

もう一つは、今、田中さんが質問された話と同じで、許可業者に委託して処理を行っている件数というのは、どのくらいあるのかというのを、おおよそでいいですけども、つかんでいけば教えていただければと思います。

なかなか許可業者を使うというのも、それなりに契約だと、実際に認可されている業者なのかというのをチェックするというのは、これは、かなり個人にとっては重い作業になるので、その辺について何かわかっていることがあれば、教えていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○名倉課長 まず、多量とそれ以外のものでの義務の違いということにつきましては、先ほど、局長から補足の際に申し上げましたように、出てくるものの量とか性状とか出方によって、市町村のほうで、例えば、家庭系のごみとあわせて処理をするというようなこともございますので、そういう意味では、ものとか出方によって違いはあり得るということでございます。

あと、許可業者につきましては、件数自体は把握をしておりますけれども、実際に自治体として、例えば、許可業者のリストをお渡しするなりして、許可業者のほうに契約をしていただいているというケースがあることは承知をしております。

○山本局長 若干補足しますと、さっき申し上げたように、さっきの多量排出事業者は、廃棄物処理法の別の重たい責務の話は置いておいて、責務の書き方としては、事業者責任という基本ルールを決めているだけで、あとは、かなり市町村の裁量でうまく現場が動くようにとしているのが廃棄物処理法の世界になっておりますので、いかに現場が回るか、住民の方が問題視しないような形でうまく回せるかというところが一番重要であります。まず、相談をいただいて、そのぐらいの量で、そういう出し方、このルールに従ってもらえるのならば、うちの公共のサービスで収集できますよと、ただ、これだけ出てくるし、毎日出てくるようだと、うちは週2回しか集められないから、これは、この事業者さんに頼んでくださいというリストをお示しするというところで、御相談に乗って、それがちゃんと適正処理されないと、市町村の廃棄物行政は立ち行かなくなりますので、そこは、基本は丁寧に指導させていただいていると思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

3条の解釈について、確かに基本的に自治体に委ねているというのがわからなくもないのです。しかし、許可業者に委託して処理を行わせることの負担は、結構あるのではないかと思います。つまり、民泊のような個人に対して、許可業者を探して、契約までしてやりなさいというのは、比例原則的に言って重い負担のように私は思うのです。

そういう意味では、自治事務で3条の解釈は地方公共団体というのわかるのですが、やはり、小規模かつ民泊という政府全体の政策の推進の中で、廃棄物行政を実施していくというときに、許可業者に委託して処理を行うのが原則ですと言ってしまっただけで、あとは例外的に自治体が受けることもありますよというのでは、環境省として、民泊の施策に協力

するという姿勢としては、ちょっと後ろ向きなのではないかと思うのです。そこは解釈として、個人の営業に近い、要するに一般住宅のようなごみの出し方しかない量については、民泊の精神に照らして、公共サービスのほうで受けていくのが適当である、という通知ぐらいは出せないのでしょうか。

○名倉課長 まず、御負担については、できるだけ減らすように、例えば、先ほど申しあげましたように、市町村に相談した際に、許可業者のリストとかをお渡しして、御相談いただくというような案内はしておるところでございます。

市町村の処理と一緒にということにつきましては、やはり、申しあげましたように、例えば、住民サービスとしてのものは可燃ごみ、週1回だとかいって、そのときに集積所に出してくださいといっているときに、それと同じように出してくれるのであれば、それはオーケーの場合もございませし、ただ、民泊ですので、例えば、2日、3日でどんどんとごみが出てくるというようなときに、やはり、出てくる分は早く外に出したいということであれば、その市町村のサービスとしてどこまでできるかということはございます。そういう場合は、フレキシブルに対応できるような業者との関係で、出ればすぐにとっていただくとかというようなことも必要になってこようかと考えております。

○高橋部会長 ですから、そこはモデル事例みたいな形で、事業者不在型であっても、ごみだけはきちんとやるということで、週1回出してもらおうというやり方もある。他方、週1回しか回収できないのであれば、週2回、許可業者は、そんなに週何回も回収できるのですか。

○名倉課長 それは、契約によります。

○山本局長 むしろ、毎日、飲食店などでは毎日集めなければいけないから、許可業者は、普通、基本は毎日行くような。

○高橋部会長 全域ですか。

○名倉課長 そうですね、夜の間に出しておけば、朝早くに回ってとっていただけるとか、そういうような形での収集もございます。

○高橋部会長 許可業者というのは、どこの自治体も全域営業区域にしているのですか。

○名倉課長 それは、自治体によります。

○高橋部会長 自治体によるだけでしょう。

○名倉課長 そうですね。

○高橋部会長 許可業者が、要するに区域をカバーしていない自治体もあるのではないのでしょうか。

○名倉課長 そういう場合は、何らかの形で処理をするというような方法を考えないといけないというふうに思います。

○高橋部会長 ですから、そこら辺を自治体任せではなくて、こういう場合にはこうだ、こういう場合にはこうだということを、環境省として、民泊を推進する側から技術的な助言を出していただくという方向が望ましいのではないかと思うのです。そこは、いかがで

しょうか。

○山本局長 まず、民泊はスタートして、まだ、それほど時間がたっていないので、今、いろんな情報を集めているところですので、確かに、これをやったらうまくいくよという事例は、民泊を進める上で有用ですから、そういった事例の共有とか、そういったことは実態把握も含めて進めていきたいと思っております。

ただ、これができる前によくあったのが、本当に爆買いで、容器包装を大量に、そんなたくさんの方が泊まるわけではないのに、ごみステーションに突っ込まれたとか、スーツケースの古いのを捨てられたとか、やはり、ごみをめぐるとさまざまなトラブルがたくさんありました。今、地域がものすごく警戒している状況ではありますから、そこは、優良なもの、こういうふうルール決めをして、きちんと説明をして、ちゃんとやればうまくやれるよというようなことは、こちらもしっかり把握して、そういうのはしっかり共有していくということは必要かなと思っております。

○高橋部会長 国交省、そういう法令違反みたいなことについては、何か事後的なことではできないのですか、取り決めの取り消しみたいなもの。

○波々伯部室長 住宅宿泊事業法の中では、今、環境省さんからも御紹介をいただきましたけれども、事業者が宿泊者に対して、近隣に対して配慮すべき事項を説明するものの中に、ごみに関しての適正な処理をちゃんと説明するという義務が課されていますので、それに違反すれば、住宅宿泊事業法に基づいた何らかの改善命令を出すとか、そういったことは可能だと思っております。

○高橋部会長 施行前にいろいろとトラブルがあったのは、了解しましたけれども、施行後にどうなのだというのは、やはり、あつものに懲りてなますを吹くみたいな話だと困ります。そこは、まずは早急に優良事例を集めていただいて通知を出していただきたい。それで、何かトラブルがあれば、国交省さんに取り締まっていただく方向で、是非、自治体任せということではなくて、国全体の政策として民泊を進めるという話になっているわけですから、環境省も、それに御協力いただいて、所管官庁として、国の全体の施策と調和できる方向性で政策を打っていただければありがたいと思います。そこはよろしいでしょうか。

○山本局長 部会長がおっしゃっていることは、よく理解できますので、我々も足を引っ張るつもりは毛頭なくて、むしろ、そういう意味では、本当に市町村は悩んで、いろんな試行錯誤をしている状況でありますので、そこをしっかりとサポートできるようなことをやっていきたいと思えます。

○高橋部会長 私は、環境法学者としてこのようなお願いをするのは内心は苦しいのです。ですので、是非、御協力をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次が、水濁法、下水道法でございますが、これも同じ話なのですが、水濁法上の特定施設が旅館業法と結びついていますから、一律に旅館業法上の許可をもらっている施設は特定施設だと決め打ちをするというリンクが、私には理解できないのです。そこはいかがで

しょうか。

○熊谷課長 環境省でございます。

例えば、民泊の施設みたいなものに、何か規模要件みたいなものがあれば、おっしゃられるような話は、ひょっとしたらあるのかなと思いますけれども、特に上限等も決められていないとお聞きしておりますし、かなりの規模のものも実際に出てきているというふうにお聞きしているのです。

○高橋部会長 消防庁は、裾切りをされているのですけれども、そういう裾切りはできないということですか。

○熊谷課長 裾切り。

○高橋部会長 要するに、規模の小さいものについては、これは適用を外す。そこから上は知りませんが、最低限、これだけの規模の小さい施設は切りますという裾切りはできないのですか。

○熊谷課長 排水規制の適用の有無側で見ているというのが、今のところの水質汚濁防止法の使い方になっております。

○高橋部会長 だって、住居が一戸しかないのに、経験則的にそんなに水を使うはずがないではないですか。そこは、住居の平米で、排水量との合理的な連動というのはできるのではないのでしょうか。

○熊谷課長 今、出てきていますものによって、600平米とか。

○高橋部会長 ですから、600などは適用を除外してくれと言っていないです。消防庁が言っているような、例えば、一戸とか、二戸とか、家主居住型のものについて除外するとか、裾切りについては、そちらで考えていただければいいのです。別に全部を除外してくれなどということは毛頭言っていないです。私も環境法学者なので、そこは、要するに、特定施設水濁法上の施行上、支障がない形で裾切りはできませんでしょうかとお願いしているのです。

○上田審議官 水質汚濁防止法の規制については、事業場というのと、一般家庭というのを大きくカテゴリーで分けていて、家庭のほうを市町村のほうで対策をしたり、下水道をつなげたりと、事業のほうで対策していますが、それ以外の事業場については、カテゴリーを設けて、基本、その事業場について、旅館業以外のところもそうなのですけれども、全て届出を出してもらって、それについて具体的に来て当たるかどうかというのを審査していただくということなので、これだけ抜くと、すごく、アリの一穴ではないですけれども、新しく穴を抜けるのかなというのが、特に、今、課長も言われましたけれども、大きな事業場のものができているということなので。

○高橋部会長 大きな事業場の話はしていないと申し上げているのです。

要するに、一定規模以下のものについて裾を切ってくれませんかという話をしているのです。ですから、大きな戸数の話はしないでいただきたいのです。

しかも居室面積で考えれば、大体一般的に何人泊まれるというふうには合理的に推計でき

るわけです。平米で大体何人泊まって、どのくらい水を使うかというのは、合理的に計算式が成り立つわけですよ。そういうときに、一般の家庭の排水と、そんなに支障がない、要するに遜色ないような規模については、裾を切っていただけませんかというお話をしているのです。

○上田審議官 今のところ、水濁法の枠組みの中で、我々も実際にどのくらいの案件が出ているかと思ったら、実際には全国で600件ぐらい出ている、大きいところでは。

○高橋部会長 大きいところの話をしないでほしい。

○上田審議官 わかりました。一応、どういう事業者がどういう活動をして、これは水濁法の対象にする施設として規制をかけていくかどうかという判断を、まず、出してもらわないとわからないので、今のところは、すべからず特定施設については、まず、出してもらって、その届出もいいじゃないかというのが、今、部会長の最初のところ、だけれども、我々としては、後ろのほうに書いてある、なるべく簡素にして、書類も少なくして、図面なども要らないよという感じで簡素に、一言、届けてもらって、これなら要らないねというのを確認してしまして、そこも外したほうがいいということですね。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 私、その点がずっと気になっていたのですけれども、私は、そういう届出が全く不要であるという意見を持っているわけではないのですが、観光庁に届けられたものを、観光庁で把握されたものを連携するとか、そういうことはできないものなのかね。

つまり、個々の事業者になる個人の方などからすると、1カ所に出せば済むということだといいと思うのですけれども、いろんなところへ出さなければいけないということが、私は難しい問題を生んでいるのではないかと思うのですけれども、いかがですかね。

○安念部会長代理 私も全く同感で、とりあえず出してくれというのは、お立場上、わからなくはないのですけれども、住宅宿泊事業者が都道府県知事に出す添付書類の中には、登記簿であるとか、図面とかというものはあるわけですから、今、おっしゃったところであれば、それを横に流してもらえば、十分判断できそうなものだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○熊谷課長 都道府県のほうにお願いしまして、供用できるもの、要するにほかのもので出しているような添付書類のコピーでいいものとか、記載の必要なところと、例えば、有害物質関係のところの記載事項などは、民泊の場合は不要ですから、そういうところがはっきりわかるような記載事例を示させていただくとか、そういったことについては努力しているつもりでございます。

○安念部会長代理 大きな規模の事業者さんが出てくるのは、私もよく存じていますが、もともとは空き部屋1つぐらいを活用しようと、それも上限があって1年の半分以上が上限というものです。本来的なあり方は、そういうことだということでしょう。

要するに、何が問題かというのと、素人がやるというのが前提ですから、要するに、最初

にいろんなコストというか、労力がかかり過ぎてしまうと、やる気が失せてしまうというのが最大の問題なのです。

これは、お役所それぞれの所管官庁は、いやいや、我々是这样子でやっています。いろいろ負担の軽減をと、それはそれで、別に私は悪意でもないし、全然うそだとは思わないのだけれども、要するに、できるだけワンストップでやってもらって、かつできるだけウェブで完結しないと、素人にやれということ自体が無理なのです。

ですから、要するに、できるだけ記載項目をとという話ではなくて、1つ提出すれば、それがずっとオフィスの中では回っているという環境を整えていただかないと、とてもではないが、素人ではやれないというのが現状だと、私は認識しています。だから、そうしてくださいとお願いしているわけです。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 今のいろんな質問にも関係するのですけれども、制度の仕組みがどうも納得できないところがあります。届出をして、それから後は規制ということですから、要は排出量が50立方メートル以上/日みたいな、生活環境項目だけしか、ほとんどの旅館とか、民泊施設とかにはあてはまらないと思うのです。

そうした場合に、そもそも届出をさせる意味がない場合が結構あって、裾切りと言うのですかね、要するに50立方メートル以上/日に普通はならないというような場合については、そもそも届出を不要にしてもいい。何のために届出をさせているのかよくわからない。裾切りが可能なようなレベルについては、どういう理由で届出をさせているのかが、制度の趣旨としてよくわからないのですが、そこもあわせてお答えをいただけないでしょうか。

○上田審議官 実際には、届出をしていただく施設の中身を、それは、昔の工場とかのなごりかもしれませんけれども、見させていただいて、実際に、こういうものは危ないねと相談しながらやるというプロセスがあって、それが今度、生活環境の項目で、今、こういったもっと簡単なものができるのではないかとということで、今、いろんな委員から御質問を受けているのではないかと思います。

水濁法の世界では、今、言われたような話というのは、過去に、今までこれで通してきたものを初めて穴をあけるような話になってしまうので、我々としては、今、言ったようなことというのは、実際に実務として回るのかどうかとか、そういうのは、少し自治体にも確認をさせていただいて、中で検討したいなと思います。

○高橋部会長 急いで検討をしていただきたい。観光庁も、民泊法の趣旨をほかの省庁にも御理解をいただいて、どういう人間にやっていただきたいのかと、要は、安念部会長代理がおっしゃったように、我々みたいな一般人がやるということを前提にしているわけです。それを事業者負担原則で切ると、そこがそもそもボタンが違っているわけです。

事業者みたいな人がやれば、事業者負担原則でいいので、汚染者負担原則を適用したっていいわけです。しかし、我々みたいな人間が気軽にやろうという事業について、汚染者負担原則という話にはならないと私は思うので、そこは、観光庁とよくすり合わせをして

いただいて、汚染者負担原則が適用できる範囲というのは一体どんな範囲で、期待可能性があり、どんな事業者にそういう汚染者負担原則を期待し得るのか、そこからまずきちんと議論をしていただきたい。かつ、早目に結論を出していただかないと民泊が回らないです。みんなやる気なくて民泊など見向きもしないという制度になってしまうと、それはまずい。どうですかね、観光庁、もう一回、ご回答下さい。

○波々伯部室長 今、民泊の事業者でどういう人たちがいるのかというふうな御指摘もありましたけれども、それら全て届出の事項になっていまして、面積についても、私どもデータベースという形でありますから、自治体の中の部局間で連携をいただければ、そういう情報はすぐ流すことも可能なのですが、改めて環境省さんのほうには、その辺の状況を御説明して、早急に検討をいただけるように、我々も協力をしてまいりたいと思います。

○高橋部会長 内閣法制局ではないけれども、穴があかなかつたら、ずっとそのままあかないですから。どこかで穴をあけないとあかないので、そこはきちんと穴をあける必要があるところは、先例がないといっても穴をあけていただくということが必要だと思います。環境法からいっても、事業者負担原則をそんなに振り回していいのかと思います。

そういう意味で、是非、御検討をいただければと思います。よろしいでしょうか。

では、そういうことで、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、何か事務局からありますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。